

【法改正による修正】 上記書籍につきまして、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、今年度の試験は、平成22年4月9日現在施行の法令等に基づいて出題されます。

ページ・位置	改正前	改正後
P255 上6行目	(平19.7.6厚労告248号)	(平22.1.25厚労告25号)
P255 上7行目～の表	「腹囲の検査」の欄の下に下記を加える。	
	胸部エックス線検査	40歳未満の者(20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除きます)で、次のいずれにも該当しない者 i) 学校、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設等において業務に従事する者 ii) 常時粉じん作業に従事する労働者で、じん肺管理区分が管理1のもの等
	「かくたん検査」の欄を下記に差し替える。	
	喀痰(かくたん)検査	i) 胸部エックス線検査によって病変の発見されない者 ii) 胸部エックス線検査によって結核発病のおそれがないと診断された者 iii) 胸部エックス線検査を省略することのできる者
P255 下5行目の下	下記文章を加える。 ⇒特定業務従事者については、胸部エックス線検査は省略することはできません。	
P285 上1行目～の表	「水産業」②の下に下記文章を加える。 ※船員を使用して行う船舶所有者の事業は、強制適用事業となります。	
P299 下3行目の上	下記文章を加える。 iii) 1年を通じて船員法1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者の賃金について、基本となるべき固定給のほか、船舶に乗り組むこと等により変動がある賃金が定められる場合には、基本となるべき固定給に係る平均賃金に相当する額と変動がある賃金に係る平均賃金に相当する額とを基準とし、厚生労働省労働基準局長が定める基準に従って算定する額とされます。	
P299 下3行目	iii) i) 及び ii) のほか、	iv) i) ～ iii) のほか、
P300 上3行目	1 の i) ～ iii) によって	1 の i) ～ iv) によって
P327 上14行目～の表及び※印の文	104,960円 56,930円 52,480円 28,470円	104,730円 56,790円 52,370円 28,400円
P382 上2行目～の表	漁船による水産動植物の採捕の事業	漁船による水産動植物の採捕の事業(船員法1条に規定する船員が行う事業を除きます)
P382 上2行目～の表	最下段の下に下記を加える。	
	船員法1条に規定する船員が行う事業	船舶所有者

P394 下 9 行目の上	ポイント の項目に下記文章を加える。 ⇒代理人を選任・解任した場合に、所轄労働基準監督署長を經由して所轄都道府県労働局長に提出する届書については、厚生年金保険又は健康保険の適用事業所の事業主が提出するものであって、継続事業（労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託するものを除きます）に係るものは、 年金事務所を經由 して提出することができます。	
P408 上 6 行目～	(行政手引 20368)	(法 6 条、行政手引 20303)
P408 上 9 行目～	ii) 反復継続して就労する者であること (6 カ月以上引き続き雇用されることが見込まれること) 改 21	ii) 31 日以上引き続き雇用されることが見込まれること 改 22
P408 上 14 行目～	(行政手引 20358)	(行政手引 20351)
P408 上 19 行目	(行政手引 20358)	(行政手引 20351)
P408 上 21 行目	(行政手引 20353)	(行政手引 20352)
P408 上 23 行目～	ただし、次のいずれかに該当する者は、被保険者となります (行政手引 20366)。	ただし、次のいずれかに該当する者 など は、被保険者となります (行政手引 20303)。
P408 下 1 行目	(行政手引 20367)	削除
P409 上 1 行目～	…、次のいずれをも満たす場合に、被保険者となります (行政手引 20372)。	…、 ①の i) 及び ii) のいずれをも満たす場合に、被保険者となります。
P409 上 3 行目～6 行目	i) 一の派遣元事業主に…通算して 6 カ月以上続く見込みがあること 改 21 ii) 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であること	削除
P409 上 9 行目	(行政手引 20365)	(行政手引 20351)
P409 上 10 行目～	(行政手引 20365)	(行政手引 20351)
P409 上 15 行目	(行政手引 20355)	(行政手引 20352)
P409 上 16 行目	(行政手引 20354)	(行政手引 20352)
P409 下 10 行目～	(行政手引 20351)	(行政手引 20352)
P409 下 6 行目	(行政手引 20362)	(行政手引 20351)
P409 下 2 行目	(行政手引 20351)	(行政手引 20352)

<p>P411 上 1 行目～ 7 行目</p>	<p>文章を削除し、下記に差し替える。</p> <p>(4) 短期雇用特例被保険者</p> <p>条文 法 38 条 1 項 短期雇用特例被保険者</p> <p>被保険者であって、<u>季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者を短期雇用特例被保険者</u>という。</p> <p>① 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者</p> <p>② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数（30 時間）未満である者</p> <p>解説します 「季節的に雇用される者」であって、4 カ月以内の期間を定めて雇用される者」や「季節的に雇用される者」であって、1 週間の所定労働時間が 30 時間未満である者」については、「短期雇用特例被保険者」になりません。</p>	
<p>P411 上 13 行目～ 21 行目</p>	<p>【短期の雇用に就くことを常態とする者】 過去の～認められないものを除きます (行政手引 20453) 過去間…9 択</p> <p>i) その者の～ものではないもの</p> <p>ii) 当該地域において～雇用されること が一般的</p>	<p>削除</p>
<p>P412 上 13 行目～</p>	<p>…及び法 6 条③〔後述〕の認可を受けたもの</p>	<p>削除</p>
<p>P412 下 5 行目の下</p>	<p>下記文章を加える。</p> <p>④ ①～③に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者</p>	
<p>P412 下 4 行目～</p>	<p>解説します の文章を下記に差し替える。</p> <p>条文中④の者は、①～③のいずれにも該当しないため、原則として日雇労働被保険者とされない者について、公共職業安定所長の認可（任意加入の認可）を受けることで日雇労働被保険者となることができるようにしたものです。</p>	
<p>P413 上 3 行目</p>	<p>…雇用された者を除きます)</p>	<p>…雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された者を除きます)</p>
<p>P413 上 7 行目～</p>	<p>…雇用された場合には（日雇的働き方とはいえなくなってしまうので）、<u>その翌月から</u>日雇労働被保険者とされませんが、…</p>	<p>…雇用された場合や同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された場合には（日雇的働き方とはいえなくなってしまうので）、日雇労働被保険者とされませんが、…</p>
<p>P413 下 9 行目</p>	<p>ポイント 日雇労働被保険者となったときは、～提出しなければなりません。この場合、管轄公共職業安定所長から～交付されます〔被保険者証は交付されません〕（則 72 条、73 条）。</p>	<p>ポイント 法 43 条①～③のいずれかに該当することにより、日雇労働被保険者となったときは、～提出しなければなりません。また、法 43 条④の認可を受けようとするときは、「日雇労働被保険者任意加入申請書」を管轄公共職業安定所長に提出しなければなりません。この場合、管轄公共職業安定所長から～交付されます〔被保険者証は交付されません〕（則 71 条～73 条）。</p>

P414 上 8 行目～	<p>②～④を削除し、下記文章②～⑤に差し替え、⑤を⑥、⑥を⑦とする。</p> <p>② 1 週間の所定労働時間が 20 時間未満である者（日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）</p> <p>③ 同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用されることが見込まれない者（前 2 月の各月において 18 日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び日雇労働者であって日雇労働被保険者に該当することとなる者を除く）</p> <p>④ 季節的に雇用される者であって、「4 カ月以内の期間を定めて雇用される者」又は「1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数未満である者」のいずれかに該当するもの</p> <p>⑤ 学校教育法に規定する学校の学生又は生徒であって、①～④に掲げる者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者</p>	
P415 上 7 行目	<p>ポイント ②の「厚生労働大臣～」とは、</p> <p>過去問…7 択</p>	<p>ポイント ④の「厚生労働大臣～」とは、</p> <p>削除</p>
P415 上 8 行目	<p>注意 ④に該当する者であっても、</p>	<p>注意 「4 カ月以内の期間を定めて季節的に雇用される者」であっても、</p>
P415 下 16 行目	<p>【⑥に該当する者(厚生労働省令で定めるもの)】の上に、下記文章を加え、左記の見出しの⑥を⑦に替える。</p> <p>【⑤の厚生労働省令で定める者】（則 3 条の 2） 次の i) ～iv) に掲げる者以外の者とされています。 i) 卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることとなっているもの ii) 休学中の者 iii) 定時制の課程に在学する者 iv) i) ～iii) に準ずる者として厚生労働省職業安定局長が定めるもの</p>	
P417 上 13 行目～	<p>雇用保険被保険者資格取得届に被保険者となったことの実等を実証することができる書類を添えて所轄公共職業安定所長に…</p>	<p>雇用保険被保険者資格取得届を所轄公共職業安定所長に…</p>
P417 下 6 行目の上	<p>下記文章を加える。</p> <p>ポイント 事業主は、次のいずれかに該当する場合には、資格取得届に、被保険者となったことの実及びその事実のあった年月日を証明することができる書類を添えなければなりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● その事業主において初めて資格取得届を提出する場合 ● 提出期限を超えて資格取得届を提出する場合 ● 提出期限から起算して過去 3 年間に失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ぜられたことなどの事情があったと認められる場合 ● 上記のほか、資格取得届の記載事項に疑義がある場合その他の当該届出のみでは被保険者となったことの判断ができない場合として厚生労働省職業安定局長が定める場合 ● 同居の親族その他特に確認を要する者として厚生労働省職業安定局長が定める者に係る資格取得届を提出する場合 	
P437 上 3 行目～ 4 行目	<p>（公共職業安定所が作成する求職活動に関する計画の交付を受けた者にあつては、当該計画及び受給資格者証）</p>	<p>削除</p>
P455 上 13 行目	<p>令 3 条、4 条</p>	<p>令 4 条、5 条</p>
P457 下 9 行目	<p>（令 5 条）</p>	<p>（令 6 条）</p>

P458 上 11 行目	(令 6 条)	(令 7 条)
P458 上 15 行目	(法 27 条 2 項、令 7 条)	(法 27 条 2 項、令 8 条)
P459 下 5 行目	(法 28 条、法附則 5 条 4 項、令 8 条)	(法 28 条、法附則 5 条 4 項、令 9 条)
P474 上 4 行目～ 9 行目	<p>法 38 条 特例一時金 の本文を下記文章に差し替える。</p> <p>被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者（日雇労働被保険者を除く。以下「短期雇用特例被保険者」という）が失業した場合には、特例一時金を支給する。</p> <p>① 4 カ月以内の期間を定めて雇用される者 ② 1 週間の所定労働時間が 20 時間以上であって厚生労働大臣の定める時間数(30 時間)未滿である者</p>	
P478 上 1 行目	令 10 条	令 11 条
P479 上 4 行目～ 5 行目	及び法 6 条③の認可を受けたもの	削除
P479 上 14 行目の下	<p>下記文章を加える。</p> <p>④ ①～③に掲げる者のほか、厚生労働省令で定めるところにより公共職業安定所長の認可を受けた者</p>	
P480 上 2 行目	…日雇労働被保険者が認可…	…日雇労働被保険者 又は同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された日雇労働被保険者 が認可…
P488 上 2 行目	法 56 条	法 56 条、 56 条の 2
P488 上 4 行目	日雇労働被保険者が 2 月の…	① 日雇労働被保険者が 2 月の…
P488 上 6 行目の下	<p>下記文章を加える。</p> <p>② 日雇労働被保険者が同一の事業主の適用事業に継続して 31 日以上雇用された後に離職した場合（①の場合を除く）には、その者の日雇労働被保険者であった期間を被保険者期間の計算において被保険者であった期間とみなすことができる。</p>	
P489 上 8 行目	法 56 条の 2 第 1 項	法 56 条の 3 第 1 項
P490 下 12 行目	法 56 条の 2 第 1 項	法 56 条の 3 第 1 項
P493 上 6 行目	法 56 条の 2 第 1 項 2 号	法 56 条の 3 第 1 項 2 号
P493 下 6 行目	法 56 条の 2 第 2 項	法 56 条の 3 第 2 項
P494 上 2 行目	法 56 条の 2 第 3 項	法 56 条の 3 第 3 項
P495 上 11 行目	法 56 条の 2 第 4 項	法 56 条の 3 第 4 項
P541 上 1 行目～5 行目	<p>文章を削除。</p> <p>（削除の理由）平成 22 年度社会保険労務士試験「受験案内」において、選択式試験について「労働保険の保険料の徴収等に関する法律からの出題はありません」と明記されました。</p>	

P572 下1行目の下	下記文章を加える。 平成22年度の雇用保険率については、失業等給付に係る雇用保険率の弾力的変更の規定は適用されますが、雇用安定事業等に係る雇用保険率の弾力的変更の規定が適用されないことから、それぞれ1000分の15.5、1000分の17.5、1000分の18.5となります（法附則11条、平22.4.1厚労告152号）。		
P573 上1行目～の表	平成21年度の欄の下に下記を加える。		
	平成22年度	1000分の 15.5	1000分の 17.5
P573 下11行目	(1000分の11)とします(平12.12.25労告120号ほか)。	(1000分の15.5) とします (平21.12.28厚労告535号) ほか)。	
P573 下8行目の下	下記文章を加える。 ④ 雇用保険法の適用除外に規定する船員が雇用される事業		
P579 上8行目～	…1000分の4の17種類となっています(則23条、則別表第5)。 改21	…1000分の4の 18種類 となっています(則23条、則別表第5)。 改22	
P584 上2行目	…平成21年度の	… 平成22年度 の	
P584 表の見出し	平成20年度実績額 平成21年度見込額	平成21年度実績額 平成22年度見込額	
P584 下14行目	雇用保険率：1000分の11	雇用保険率： 1000分の15.5	
P584 下8行目～	+ (4,000万円-1,000万円)×1000分の11 =12万円+33万円=45万円 概算保険料額：「45万円」	+ (4,000万円-1,000万円)×1000分の 15.5 =12万円+ 46万5千円 = 58万5千円 概算保険料額：「58万5千円」	
P601 上5行目～の表	下記の表に差し替える。		
保 険 料 の 種 類	① 一元適用事業で労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していない事業（雇用保険に係る保険関係のみが成立する事業を除きます）についての一般保険料 ② 二元適用事業で労災保険に係る保険関係が成立している事業についての一般保険料 ③ 二元適用事業についての第一種特別加入保険料 ④ 第二種特別加入保険料 ⑤ 第三種特別加入保険料	⑥ 一元適用事業で労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託している事業についての一般保険料 ⑦ 一元適用事業で労働保険事務組合に労働保険事務の処理を委託していないもののうち、雇用保険に係る保険関係のみが成立する事業についての一般保険料 ⑧ 二元適用事業で雇用保険に係る保険関係が成立している事業についての一般保険料 ⑨ 一元適用事業についての第一種特別加入保険料	
経 由 先	● 日本銀行 ● 労働基準監督署 いずれかを經由して提出することができます。	日本銀行 を經由して提出することができます。	
納 付 先	● 日本銀行 ● 所轄都道府県労働局労働保険特別会計収入官吏 ● 所轄労働基準監督署労働保険特別会計収入官吏	● 日本銀行 ● 所轄都道府県労働局労働保険特別会計収入官吏	

P601 上 5 行目～の表 の下	<p>下記文章を加える。</p> <p>次のいずれにも該当する場合には、一般保険料に係る概算保険料申告書及び確定保険料申告書を年金事務所を経由して提出することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 継続事業に係るものであること ● 納付すべき労働保険料がある場合には、<u>口座振替</u>により納付するのではないこと ● 労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されていないこと ● 厚生年金保険又は健康保険の適用事業所（以下「社会保険適用事業所」といいます）の事業主が年度更新の規定により6月1日から40日以内に提出するものであること ⇒上記⑦及び⑧であって納付すべき労働保険料がない場合の確定保険料申告書の提出については、年金事務所を経由することはできません。 																														
P625 上 10 行目	改 21	改 22																													
P625 上 11 行目～の表	<p>下記表に差し替える。</p> <table border="1" data-bbox="325 647 1485 974"> <thead> <tr> <th rowspan="2">業種等</th> <th rowspan="2">雇用保険率 (平成 22 年度)</th> <th rowspan="2">被保険者 負担</th> <th colspan="2">事業主負担</th> </tr> <tr> <th>二事業率以外</th> <th>二事業率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の事業</td> <td>1000 分の 15.5</td> <td>1000 分の 6</td> <td>1000 分の 6</td> <td>1000 分の 3.5</td> </tr> <tr> <td>農林水産の事業 清酒製造の事業</td> <td>1000 分の 17.5</td> <td>1000 分の 7</td> <td>1000 分の 7</td> <td>1000 分の 3.5</td> </tr> <tr> <td>建設の事業</td> <td>1000 分の 18.5</td> <td>1000 分の 7</td> <td>1000 分の 7</td> <td>1000 分の 4.5</td> </tr> <tr> <td>印紙保険料</td> <td>定額</td> <td>2 分の 1</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">2 分の 1</td> </tr> </tbody> </table>				業種等	雇用保険率 (平成 22 年度)	被保険者 負担	事業主負担		二事業率以外	二事業率	一般の事業	1000 分の 15.5	1000 分の 6	1000 分の 6	1000 分の 3.5	農林水産の事業 清酒製造の事業	1000 分の 17.5	1000 分の 7	1000 分の 7	1000 分の 3.5	建設の事業	1000 分の 18.5	1000 分の 7	1000 分の 7	1000 分の 4.5	印紙保険料	定額	2 分の 1	2 分の 1	
業種等	雇用保険率 (平成 22 年度)	被保険者 負担	事業主負担																												
			二事業率以外	二事業率																											
一般の事業	1000 分の 15.5	1000 分の 6	1000 分の 6	1000 分の 3.5																											
農林水産の事業 清酒製造の事業	1000 分の 17.5	1000 分の 7	1000 分の 7	1000 分の 3.5																											
建設の事業	1000 分の 18.5	1000 分の 7	1000 分の 7	1000 分の 4.5																											
印紙保険料	定額	2 分の 1	2 分の 1																												
P630 下 1 行目	則 75 条 2 項		則 75 条 3 項																												
P640 下 1 行目の下	<p>下記文章を加える。</p> <p>参考 社会保険適用事業所の事業主であれば、継続事業(労働保険事務組合に労働保険事務の処理が委託されているものを除きます)に係る「保険関係成立届」、「名称、所在地等変更届」、「代理人選任・解任届」を、年金事務所を経由して提出することができます。</p>																														
P690 上 9 行目	【労働者派遣事業の平成 19 年度事業報告の集計結果】		【労働者派遣事業の平成 20 年度事業報告の集計結果】																												
P690 上 10 行目～の表	<p>下記表に差し替える。</p> <table border="1" data-bbox="344 1503 1466 1890"> <tbody> <tr> <td colspan="2">派遣労働者数</td> <td>約 399 万人 (対前年度比 4.6%増)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">常用換算派遣労働者数</td> <td>約 198 万人 (対前年度比 13.7%増)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般労働者派遣事業</td> <td>常用雇用労働者</td> <td>844,789 人 (対前年度比 13.9%増)</td> </tr> <tr> <td>登録者</td> <td>2,811,987 人 (対前年度比 0.6%増)</td> </tr> <tr> <td>特定労働者派遣事業</td> <td>常用雇用労働者</td> <td>332,230 人 (対前年度比 20.9%増)</td> </tr> </tbody> </table>				派遣労働者数		約 399 万人 (対前年度比 4.6%増)	常用換算派遣労働者数		約 198 万人 (対前年度比 13.7%増)	一般労働者派遣事業	常用雇用労働者	844,789 人 (対前年度比 13.9%増)	登録者	2,811,987 人 (対前年度比 0.6%増)	特定労働者派遣事業	常用雇用労働者	332,230 人 (対前年度比 20.9%増)													
派遣労働者数		約 399 万人 (対前年度比 4.6%増)																													
常用換算派遣労働者数		約 198 万人 (対前年度比 13.7%増)																													
一般労働者派遣事業	常用雇用労働者	844,789 人 (対前年度比 13.9%増)																													
	登録者	2,811,987 人 (対前年度比 0.6%増)																													
特定労働者派遣事業	常用雇用労働者	332,230 人 (対前年度比 20.9%増)																													
P714 上 2 行目～の表	<p>平成 20 年の欄の下に下記を加える。</p> <table border="1" data-bbox="325 1980 1485 2018"> <tr> <td style="text-align: center;">平成 21 年</td> <td style="text-align: center;">1.63%</td> <td style="text-align: center;">45.5%</td> </tr> </table>				平成 21 年	1.63%	45.5%																								
平成 21 年	1.63%	45.5%																													
P732 上 16 行目～	※本書執筆時において、「パパ・ママ育休プラス」の規定の施行日は未確定ですが、…		※「パパ・ママ育休プラス」の規定の施行日は 平成 22 年 6 月 30 日 ですが、…																												

P797 下7行目～	委員3名以上政令で定める人数(27名)以内をもって組織され、…(法7条ほか)。	委員3人以上政令で定める人数(36人)以内をもって組織され、…(法7条ほか)。
---------------	---	---

【情報の追加】 P814～の「§6 労働経済」の各種調査につきまして、以下のように最新情報を追加します。

ページ・位置	追加情報																																			
P814 該当情報	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>労働力調査(平成21年度調査)</td> </tr> </table> <p>【労働力人口とは】</p> <p>労働力人口は、平成21年平均で6,617万人となり、前年に比べ33万人減少し、2年連続の減少となりました。このうち、就業者は103万人の減少(過去最大の減少)、完全失業者は71万人の増加(過去最大の増加)となっています。労働力人口を男女別にみると、男性は41万人減少し、2年連続の減少となりました。女性は9万人増加し、2年ぶりの増加となりました。</p>	1	労働力調査(平成21年度調査)																																	
1	労働力調査(平成21年度調査)																																			
P815 該当情報	<p>【労働力人口比率】</p> <p>労働力人口比率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)は、平成21年平均で59.9%となり、前年に比べ0.3ポイント低下し、2年連続の低下となりました。男女別にみると、男性は72.0%となり、前年に比べ0.8ポイント低下し、12年連続の低下となりました。これを15～64歳でみると、84.8%と0.4ポイント低下し、5年ぶりの低下となっています。女性は48.5%と0.1ポイント上昇し、3年ぶりの上昇となりました。これを15～64歳でみると62.9%と0.6ポイント上昇し、7年連続の上昇となりました。</p>																																			
P815～816 該当情報	<p>【完全失業者とは】</p> <p>完全失業者は平成21年平均で336万人となり、前年に比べ71万人増加し、2年連続の増加となりました。なお、71万人の増加は、過去最大の増加幅となっています。男女別にみると、男性は203万人と44万人増加し、女性は133万人と27万人増加と、男女とも2年連続の増加となりました。</p>																																			
P816 該当情報	<p>【完全失業率】</p> <p>完全失業率(労働力人口に占める完全失業者の割合)は、平成21年平均で5.1%となり、前年に比べ1.1ポイント上昇し、6年ぶりに5%台となりました。男女別にみると、男性は5.3%と1.2ポイント上昇し、女性は4.8%と1.0ポイント上昇と、男女とも2年連続の上昇となりました。</p> <p>完全失業率は、平成10年以降、12年連続で男性が女性を上回って推移しています。</p> <p>男女別の完全失業率を年齢階級別にみると、平成21年平均で男女とも15～24歳が最も高く、男性は10.1%、女性は8.4%と依然として高水準で推移しており、前年に比べ、それぞれ2.2ポイント、1.5ポイント上昇しました。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>労働力人口 (単位：万人)</th> <th>労働力率 (単位：%)</th> <th>完全失業者数 (単位：万人)</th> <th>完全失業率 (単位：%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年</td> <td>6,642</td> <td>60.4</td> <td>313</td> <td>4.7</td> </tr> <tr> <td>平成17年</td> <td>6,650</td> <td>60.4</td> <td>294</td> <td>4.4</td> </tr> <tr> <td>平成18年</td> <td>6,657</td> <td>60.4</td> <td>275</td> <td>4.1</td> </tr> <tr> <td>平成19年</td> <td>6,669</td> <td>60.4</td> <td>257</td> <td>3.9</td> </tr> <tr> <td>平成20年</td> <td>6,650</td> <td>60.2</td> <td>265</td> <td>4.0</td> </tr> <tr> <td>平成21年</td> <td>6,617</td> <td>59.9</td> <td>336</td> <td>5.1</td> </tr> </tbody> </table>		労働力人口 (単位：万人)	労働力率 (単位：%)	完全失業者数 (単位：万人)	完全失業率 (単位：%)	平成16年	6,642	60.4	313	4.7	平成17年	6,650	60.4	294	4.4	平成18年	6,657	60.4	275	4.1	平成19年	6,669	60.4	257	3.9	平成20年	6,650	60.2	265	4.0	平成21年	6,617	59.9	336	5.1
	労働力人口 (単位：万人)	労働力率 (単位：%)	完全失業者数 (単位：万人)	完全失業率 (単位：%)																																
平成16年	6,642	60.4	313	4.7																																
平成17年	6,650	60.4	294	4.4																																
平成18年	6,657	60.4	275	4.1																																
平成19年	6,669	60.4	257	3.9																																
平成20年	6,650	60.2	265	4.0																																
平成21年	6,617	59.9	336	5.1																																

P816 該当情報	<p>2 毎月勤労統計調査（平成 21 年分）</p> <p>【賃金】 平成 21 年の 1 人平均月間現金給与総額は、規模 5 人以上で前年比 3.8%減の 315,294 円となりました。 現金給与総額のうち、きまって支給する給与は 2.1%減の 262,357 円となりました。所定内給与は、1.3%減の 245,687 円となりました。 所定外給与は 13.5%減の 16,670 円となり、特別に支払われた給与は 11.8%減の 52,937 円となりました。 実質賃金は、2.5%減となっています。</p>																																							
P817 該当情報	<p>【労働時間】 平成 21 年の 1 人平均月間総実労働時間は、規模 5 人以上で前年比 2.9%減の 144.4 時間となりました。 総実労働時間のうち、所定内労働時間は、1.9%減の 135.2 時間となりました。所定外労働時間は、15.2%減の 9.2 時間となりました。 月間の時間数を 12 倍して年換算すると、<u>総実労働時間は 1,733 時間</u>、所定内労働時間は 1,622 時間となりました。 総実労働時間を就業形態別にみると、一般労働者は前年比 2.6%減の 164.7 時間となり、パートタイム労働者は 2.3%減の 90.2 時間となりました。</p> <table border="1" data-bbox="319 813 1484 1124"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">総実労働時間</th> <th colspan="2">所定内労働時間</th> </tr> <tr> <th>月間</th> <th>年間</th> <th>月間</th> <th>年間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 16 年</td> <td>151.3 時間</td> <td>1,816 時間</td> <td>141.0 時間</td> <td>1,692 時間</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年</td> <td>150.2 時間</td> <td>1,802 時間</td> <td>139.8 時間</td> <td>1,678 時間</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年</td> <td>150.9 時間</td> <td>1,811 時間</td> <td>140.2 時間</td> <td>1,682 時間</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年</td> <td>150.7 時間</td> <td>1,808 時間</td> <td>139.7 時間</td> <td>1,676 時間</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年</td> <td>149.3 時間</td> <td>1,792 時間</td> <td>138.6 時間</td> <td>1,663 時間</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年</td> <td>144.4 時間</td> <td>1,733 時間</td> <td>135.2 時間</td> <td>1,622 時間</td> </tr> </tbody> </table>		総実労働時間		所定内労働時間		月間	年間	月間	年間	平成 16 年	151.3 時間	1,816 時間	141.0 時間	1,692 時間	平成 17 年	150.2 時間	1,802 時間	139.8 時間	1,678 時間	平成 18 年	150.9 時間	1,811 時間	140.2 時間	1,682 時間	平成 19 年	150.7 時間	1,808 時間	139.7 時間	1,676 時間	平成 20 年	149.3 時間	1,792 時間	138.6 時間	1,663 時間	平成 21 年	144.4 時間	1,733 時間	135.2 時間	1,622 時間
	総実労働時間		所定内労働時間																																					
	月間	年間	月間	年間																																				
平成 16 年	151.3 時間	1,816 時間	141.0 時間	1,692 時間																																				
平成 17 年	150.2 時間	1,802 時間	139.8 時間	1,678 時間																																				
平成 18 年	150.9 時間	1,811 時間	140.2 時間	1,682 時間																																				
平成 19 年	150.7 時間	1,808 時間	139.7 時間	1,676 時間																																				
平成 20 年	149.3 時間	1,792 時間	138.6 時間	1,663 時間																																				
平成 21 年	144.4 時間	1,733 時間	135.2 時間	1,622 時間																																				
P818～819 該当情報	<p>【求人倍率とは】</p> <table border="1" data-bbox="319 1169 1484 1444"> <thead> <tr> <th></th> <th>新規求人倍率</th> <th>有効求人倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 16 年</td> <td>1.29</td> <td>0.83</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年</td> <td>1.46</td> <td>0.95</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年</td> <td>1.56</td> <td>1.06</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年</td> <td>1.52</td> <td>1.04</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年</td> <td>1.25</td> <td>0.88</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年</td> <td>0.79</td> <td>0.47</td> </tr> </tbody> </table>		新規求人倍率	有効求人倍率	平成 16 年	1.29	0.83	平成 17 年	1.46	0.95	平成 18 年	1.56	1.06	平成 19 年	1.52	1.04	平成 20 年	1.25	0.88	平成 21 年	0.79	0.47																		
	新規求人倍率	有効求人倍率																																						
平成 16 年	1.29	0.83																																						
平成 17 年	1.46	0.95																																						
平成 18 年	1.56	1.06																																						
平成 19 年	1.52	1.04																																						
平成 20 年	1.25	0.88																																						
平成 21 年	0.79	0.47																																						
P819 該当情報	<p>【労働組合推定組織率】</p> <table border="1" data-bbox="571 1543 1200 1818"> <thead> <tr> <th></th> <th>推定組織率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 16 年</td> <td>19.2%</td> </tr> <tr> <td>平成 17 年</td> <td>18.7%</td> </tr> <tr> <td>平成 18 年</td> <td>18.2%</td> </tr> <tr> <td>平成 19 年</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>平成 20 年</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年</td> <td>18.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>推定組織率は 20%を下回っており、長期的に低下傾向にありましたが、平成 21 年労働組合基礎調査結果による推定組織率は 18.5%と、前年に比べて 0.4 ポイントの上昇となりました。</p> <p>パートタイム労働者についての推定組織率は 5.3%（前年 5.0%）となっており、増加傾向にあります。</p>		推定組織率	平成 16 年	19.2%	平成 17 年	18.7%	平成 18 年	18.2%	平成 19 年	18.1%	平成 20 年	18.1%	平成 21 年	18.5%																									
	推定組織率																																							
平成 16 年	19.2%																																							
平成 17 年	18.7%																																							
平成 18 年	18.2%																																							
平成 19 年	18.1%																																							
平成 20 年	18.1%																																							
平成 21 年	18.5%																																							

【正 誤】 本書籍につきまして、以下のような記述の誤りがありました。記述の誤りにつきまして、謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P65 上 8 行目	(昭 24. 4. 12 基発 1134 号)	(昭 24. 4. 12 基 収 1134 号)
P69 上 7 行目～ 8 行目	(昭 23. 10. 18 基発 3102 号)	(昭 23. 10. 18 基 収 3102 号)
P111 下 11 行目	(昭 22. 9. 13 基発 17 号)	(昭 22. 9. 13 発基 17 号)
P149 上 8 行目	「§ 8 s 技能者の養成」	「§ 8 技能者の養成」
P183 下 6 行目 表中	機械等並びに危険物及び 有害物に関する規則	機械等並びに危険物及び 有害物に関する 規制
P215 上 5 行目	産業医の選任業務のない事業場	産業医の選任 義務 のない事業場
P275 下 2 行目	両方に s 報告書	両方に報告書
P281 上 3、10 行目 (2 カ所)	傷害	障害
P463 上 11 行目	…重大な事由による解雇	…重大な 理由 による解雇
P475 下 4、3 行目 P476 上 6 行目 P577 表中、 「単位」の欄 (4 カ所)	暦月	曆月
P713 上 7 行目	56 人以上	56 人
P713 下 6 行目	5 人以上	5 人
P743 下 6、5、4 行目 (3 カ所)	看護休暇	子の看護休暇
P767 上 16 行目の下	下記文章を加える。 ●当該最低賃金において算入しないことを定める賃金	
P798 下 2 行目	個別労働民事紛争	個別労働 関係 民事紛争